



太宰府市認可保育所

入所案内

—令和8年度版—

(令和8年4月～令和9年3月)



【目次】

○認可保育所の所在地及び開所時間	P1
○入所後のお願い	P1
○小規模保育所について	P1
○教育・保育給付認定について	P2
○申込から入所までの流れ	P3
○保育所入所申込必要書類チェックリスト(令和8年度)	P4
○入所申込時にご確認ください	P5
○令和8年度 太宰府市保育所利用調整基準表	P7
○保育料について	P8
○こんなときはどうするの?	P10
○入所後こんなときは必ず連絡を!	P12

○認可保育所の所在地・開所時間

	保育所名	種類	所在地	定員	電話番号	開所時間	延長時間		
公立	ごじょう保育所	保育所	五条三丁目7番2号	200名	922-6860	平日 7時~18時 ※保育短時間認定の児童については、9時~17時となります。	平日のみ 18時~19時		
	南保育所(公設民営)		朱雀二丁目3番3号	90名	925-5503				
私立	保育所太宰府園		白川2番5号	110名	922-4611			土曜日 7時~16時 【土曜日は勤務状況により18時まで可能です。入所決定後、各園に申込手続きが必要です。】	※1歳以上の児童 ※保育短時間認定の場合も、勤務時間帯等の都合で必要な場合は延長保育を利用できます。
	星ヶ丘保育園		高雄一丁目3788番地5	180名	923-5525				
	筑紫保育園		大字吉松44番地3	137名	923-7333				
	おおざの保育園		大字大佐野2番地2	110名	919-5110				
	都府楼保育園		通古賀三丁目7番1号	150名	923-0516				
	こくぶ保育園		国分一丁目15番12号	150名	928-2020				
	ゆたか保育園		大佐野二丁目18番26号	120名	929-6565				
	太宰府くじら保育園		通古賀五丁目10番8号	120名	918-1212				
	水城保育園	認定こども園	長浦台二丁目4番11号	75名	924-8493				
	水城青稜保育園	向佐野三丁目8番2号	45名	408-8492					
私立	すずらん保育園 (連携園:星ヶ丘保育園)	小規模保育所 (0~2才児クラスのみ)	高雄四丁目25番34号	18名	408-7566				
	ゆたか Second 保育園 (連携園:ゆたか保育園)		通古賀一丁目1番11号	19名	555-9545				
	梅の香保育園 (連携園:星ヶ丘保育園)		五条二丁目10番34号	18名	408-7408				
	五条くじら小規模保育園 (連携園:太宰府くじら保育園)		五条三丁目4番20号	19名	408-4031				

※保育所の見学をする場合は、必ず事前に保育所に連絡して日時を調整のうえ訪問してください。

※南保育所は見学が必須です。南保育所を入所希望する場合は必ず見学に行ってください。

※認定こども園の幼稚園部分については直接園にお問い合わせください。

※生後50日以上就学前までの児童がご利用できます。

※定員数は今後変更になる可能性があります。



○入所後のお願い

◆就労等調査

保育所入所(決定)後における就労状況等の再確認のために「就労等調査」を3月頃に実施します。再度、「保育の必要性を証明する書類」の提出をお願いすることになりますので、ご了承ください。

◆お仕事等がお休みのときのお願い

いつも朝早くから夕方遅くまで保育所で過ごす子ども達にとって、家族と過ごす時間はとても貴重です。お休みのときは、子ども達とのふれあいを大事にしてください。

◆土曜日の保育について

土曜日は勤務状況により18時まで可能です。事前にその必要性確認のため、園に申込手続きをお願いします。

○小規模保育所について

小規模保育所とは、0歳児から2歳児までを対象に、定員6人以上19人以下で行う小規模な保育所のことです。

施設の設定や運営、給食の提供、保育料、入所などに関する基準は、基本的に通常規模の保育所と同じです。

3歳児クラスからは、各小規模保育所が設定する連携園を利用することができます。連携園以外の保育所の利用を希望する場合は、転園の申込手続きが必要です。

○教育・保育給付認定について

子どもの年齢と保育の必要性等により、その区分をあらかじめ認定するものです。保育所入所申込とともに申請します。

◆教育・保育給付認定区分

保護者の状況及び利用を希望する施設の区分により、1～3号のいずれかに認定されます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育標準時間/ 保育短時間)	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育標準時間/ 保育短時間)	0～2歳	あり	認可保育所、小規模保育所、認定こども園(保育所部分)

◆保育必要量

保育認定(2号認定・3号認定)を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	保育所を利用できる時間 (太宰府市の認可保育施設の場合)	備考
標準時間	最長 11 時間 (7時～18時)	必要に応じ、延長保育の利用 ができます(満1歳以上)
短時間	最長 8 時間 (9時～17時)* <small>*園により開始・終了時間が異なる場合があります</small>	

◆保育認定の要件

保護者の状況		保育必要量の区分
就労しているとき	①月120時間以上、又は1日6時間以上の就労 ※勤務開始・終了時間の関係で、短時間では送迎が間に合わない場合を含む	標準時間
	②月64時間以上の就労で、上記①に満たない場合	短時間
妊娠中または産後まもない時 ※出産予定日から起算して8週間(多胎児の場合は14週間)前の日の属する月の初日から、出産 (予定)日の翌日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで		標準時間
病気または障がいがあるとき		標準時間
親族(2親等以内)の介護・看護を月64時間以上行っているとき		標準時間
求職活動を継続的に行っているとき		短時間
震災、風水害、火災等の復旧にあたっているとき		標準時間
大学や専門学校、 職業訓練校に通 学しているとき	①月120時間以上、又は1日6時間以上の就学 ※就学開始・終了時間の関係で短時間では送迎が間に合わない場合を含む	標準時間
	②月64時間以上の就学で、上記①に満たない場合	短時間
虐待や配偶者からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき		標準時間
その他、福祉事務所長が必要と認める場合		標準時間
育児休業中のとき(育児の開始月の翌月から終了月の前々月まで)		短時間

※「標準時間」とある状況であっても、本人の希望で「短時間」にすることが可能です。

○申込から入所までの流れ

「令和8年度太宰府市認可保育所入所案内」配布開始
令和7年10月上旬 市役所保育児童課(13番窓口)で配布・市ホームページに掲載

第1次申込受付

受付期間:令和7年11月4日(火)~11月28日(金) (土・日・祝日を除く)

ただし、11月8日(土)・22日(土)は午前9時~正午受付 ※市役所保育児童課(13番窓口)

※令和7年度の入所申込をすでにしていて入所保留になっている方も、令和8年度の入所申込期間内の申込みが必要となります。
※年度途中に入所を希望される場合(5月以降職場に復帰等)も、この期間にお申込みください。

※継続入所申込書は9月頃に入所している園を通して提出

各保育所の空き状況確認・希望園の変更、保育の必要性の変更

申込書提出後も、随時申込内容の変更(希望園の追加・変更、保育の必要性(就労状況等)の変更など)が可能です。

電話(092-921-2121)または窓口にて承ります。【第1次利用調整に反映させる場合の変更締切日:11月28日(金)】

「申込の時点では求職中だったが就労が決まった」「就労形態が変わった」など状況が変わった場合は、調整の締切日までに必要書類の提出があれば入所選考基準の点数が変わる場合がありますので、お早めにご連絡ください。

第1次利用調整・入所選考

希望した保育所について、保育を必要とする理由などにより、市で利用調整を行います。

「太宰府市保育所等利用調整基準表」(P7)により点数化し、保育を必要とする度合い(点数)の高い順に入所児童を決定します。

第1次利用調整・入所選考結果通知《1月中旬》

選考の結果、入所が内定した場合は「入所承諾書(保育利用内定通知書)」、入所が困難な場合は「入所保留通知書」を送付します。

入所決定の方

保育所と入所に向けた準備
をしていただきます。

入所保留となった方

第2次利用調整(2月及び3月の2回)

第2次申込受付

※第1次申込以降随時受け付けます。

第2次利用調整・入所選考結果通知 《2月審査:2月中旬 3月審査:3月中旬》

※内定者のみに通知します

入所決定の方

保育所と入所に向けた準備
をしていただきます。

入所保留となった方

【第2次利用調整について】

4月以降も毎月1日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)に実施します。

審査対象

- ①第1次利用調整期間に申し込み、入所保留となった児童(再度の申込不要)
- ②令和7年12月1日(月)以降に申込みをした児童で、入所希望日が「審査日の翌々月後の月に属する日」までの児童(例:8月10日入所希望…6月1日審査以降、年度内は毎月の審査対象となります。)

入所の手続き

保育所と面談等を行い、契約後入所となります。

入所・保育料の通知

入所後、保育料を決定して通知します。

○保育所入所申込必要書類チェックリスト(令和8年度)



- ◆保護者の状況により、提出書類が異なります。
- ◆下記1～3及び①の書類については、全て揃わないと申込の受付ができません。
- ◆申込の受付時に確認をしますので、この「入所案内」一式をお持ちください。
- ◆申込の受付時点で書類の日付が**2ヶ月前以降**のものを受け付けます。
- ◆①保育の必要性を証明する書類(チェックリスト4～10)の書類は、入所児童の父母と、入所児童と同居している祖父母(昭和37年4月2日以降生まれの方が対象)の書類が必要です。

		必要書類	内容・説明	対象者	
全員共通	1	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書	記入例を参考のうえ、漏れのないように記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	2	保育料納付誓約書	保育料支払いの約束をします。 ※3～5歳児クラスの児童は不要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	3	子どもの健康チェック表	子どもの状況について記入してください。子ども1人につき1枚必要です。 ※在園児の継続利用申込時は不要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	
①保育の必要性を証明する書類 (該当するものを提出)	4	就労証明書	勤務先・事業主に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	5	内職申立書兼報酬支払証明書	業務依頼主に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	6	就労内定証明書	仕事が内定した方が勤務予定先に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	7	求職活動申立書	求職者本人が記入してください。	父・母・祖父・祖母	
	8	病気療養・看護(介護)申立書		保護者本人が病気又は障がいがある場合や、保護者が家族を介護する場合に提出してください。下記のいずれかの添付書類が必要です。	父・母・祖父・祖母
		添付書類	診断書	病状や要介護状態を確認できる書類の添付が必要です。	父・母・祖父・祖母
			介護保険証、ケアプラン等の写し		父・母・祖父・祖母
		障害者手帳等の写し	父・母・祖父・祖母		
	9	母子健康手帳の写し	産前産後期間の入所希望の場合に提出してください。 氏名と分娩予定日が記載されたページの写しが必要です。	母	
	10	在学証明書	通学または職業訓練を受ける場合に学校から証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
②該当する場合のみ提出する書類	11	母(父)と子の戸籍謄本	母子・父子家庭の場合	<input type="checkbox"/>	
	12	離婚調停に係る裁判所からの通知、協議離婚申し入れに係る内容証明郵便など	離婚協議中かつ別居中のため、一方の親の監護がない状況であることを確認します。 ※住民票上も別住所である必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	13	保育状況申立書		就学前兄弟姉妹児で、入所を希望しない児童がいる場合、保育状況を確認します。	<input type="checkbox"/>
		添付書類	在園証明書	入所希望児童の兄弟姉妹児が認可保育施設以外の施設(幼稚園・認可外保育施設等)へ在籍している場合は在園証明書の添付が必要です。	<input type="checkbox"/>
	※保育所は、兄弟姉妹児の同時入所が原則です。ただし、下記のように認可保育所以外で保育が可能な場合は、希望する児童のみの入所が可能です。その場合、保育状況申立書を提出してください。 ・職場の託児所(自営業の事業所を含む)で保育可能 ・別居の親族等により保育が可能 ・病気や障がいのため、認可保育所以外を利用する ・他施設(幼稚園、認可外保育施設等)を利用する				
	14	利用希望児童の身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書等の写し	利用希望児童に障がいのある人がいる場合、該当するものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	
	15	同居の世帯員の、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・年金証書(障がい年金)の写し	同居の世帯員に障がいのある人がいる場合、該当するものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	
16	申込日以降に太宰府市に転入予定の場合				
	①	現在居住している住所地の住民票(謄本など、世帯全員が記載されたもの)	現在、居住している市区町村の住民票担当課で取得してください。	<input type="checkbox"/>	
	②	住宅購入に関する書類・賃貸契約書など住所が決まっていることがわかるものの写し	住所が決定している方は住所がわかるものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	

○入所申込時に以下のことをご確認ください

すべての項目を確認後、ご理解いただいたうえでのお申込みになります。

①	入所案内の確認	「太宰府市認可保育所入所案内」はお読みになりましたか。 申込前に必ずお読みください。
②	求職による申込	求職のための保育所の利用期間は、 <u>入所日から起算して90日後の属する月の末日まで</u> です。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
③	出産による申込	出産のための保育所の利用期間は、分娩(予定)日から起算して産前8週(多胎妊娠の場合にあつては14週)の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日までです。利用期間終了をもって退所となります。
④	就労等予定での申込	就労や就学など予定の状態 ^① で証明書を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。また、 <u>入所日から1ヶ月以内に就労等</u> する必要があります。(例:4月1日入所の場合…5月1日までに就労開始)
⑤	育児休業復帰での申込	育児休業復帰で申し込まれた方は、必ず <u>入所日から1ヶ月以内に復帰</u> する必要があります。(例:4月1日入所の場合…5月1日までに職場復帰)
⑥	出生予定での申込	申込可能です。氏名欄に「苗字+未出生」、生年月日欄に「出生予定日」を記載してください。
⑦	転入予定での申込	申込可能です。ただし入所が決定した場合、入所までに太宰府市に住民登録していないと入所できません。
⑧	ならし保育	入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1~2週間程度から長い方で1ヶ月程度かかることがあります(個人差がありますので期間が延びることもあります)。「 <u>入所希望日</u> 」はならし保育を含めた日付としてください。 ※ならし保育期間中も保育料はかかります。 ※職場に復帰する方や就業日が確定している方については、復帰(就業)予定日前最大1ヶ月の範囲内でならし保育期間として入所申請が可能です。 ※4月1日入所希望の方については、その日からならし保育が開始となりますのでご注意ください。
⑨	必要書類の確認	提出書類の不足などが無いよう速やかに書類を提出してください。 申込締切時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。
⑩	お子さんの面接	集団の中での保育が可能か判定するために、市が面接を実施することがあります。面接の結果によって集団保育が困難であると判断された場合や医療看護等が必要な児童は入所できないことがあります。
⑪	書類提出の締切	利用調整は、申込の締切時点で提出いただいた書類および希望内容をもとに行います。 締切後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご注意ください。

⑫	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。
⑬	申込後の内容変更	申込後に申込内容の変更が生じた場合は、変更後の就労証明書など、必要な書類を速やかに提出してください。
⑭	入所調整結果の確認	利用を希望された施設のみ利用調整を行います。保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します(先着順や抽選ではなく、「太宰府市保育所等利用調整基準表」(P7)に基づき調整を行います)。
⑮	入所申込の辞退	入所の意思がなくなった場合は、 必ず市に連絡ください。 なお、入所決定後に辞退されると、以降の利用調整において不利になる(*)ことに加え、他の申込者の利用調整にも影響します。希望園は十分に検討いただき、確実に通える園のみ申込してください。 * 当該年度の指数を減点し、辞退後も利用申込を継続される場合、待機期間は辞退日から起算します。
⑯	転出された場合	保育所の入所後に太宰府市から転出された場合は、退所になります。在園していた保育所を利用できるのは転出日から1ヶ月までです。(なお、卒園式や運動会などの行事が控えている場合はその日まで。)
⑰	退所していただく場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③理由もなく1ヶ月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
⑱	保育料の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に、入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更する場合があります。
⑲	副食費の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、免除基準額を超えた場合または多子軽減措置が適用外となった場合は免除の取消を行います。

令和8年度 太宰府市保育所等利用調整基準表

基本指数及び調整指数を合算し、指数が高い世帯から利用可能。
 ただし、在園児については、前年度と比べ著しい変化がない場合においては指数に関わらず優先的に調整する。
 「1. 基本指数表」により、保護者の状況に応じて基本指数を設定する。
 「2. 調整指数表」により、該当する内容に応じて加減点する。
 同一指数で並んだ場合は「3. 優先基準表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

1. 基本指数表

細目		保護者の状況		指数	添付書類
		詳細			
1 就労	居宅外労働	就労	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	10	就労証明書 就労内定証明書
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	9	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	8	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	7	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	6	
		就労内定	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	同上	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	同上	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	同上	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	同上	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	同上	
	居宅内労働及び敷地内	事業主	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	10	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	9	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	8	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	7	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	6	
		家族従事者	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	9	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	8	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	7	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	6	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	5	
内職等 (基準×70%)	月間20日以上 就労	ア 7時間以上の就労を常態 (140h~/M)	6	内職証明書	
		イ 4時間以上7時間未満の就労を常態 (80h~/M)	4		
	月間12日以上 就労	ウ 7時間以上の就労を常態 (84h~/M)	5		
		エ 4時間以上7時間未満の就労を常態 (48h~/M)	3		
その他	オ 上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	1			
2 妊娠、出産		出産前後(産前8週産後8週)の休養のため保育にあたることができない場合 ※多胎児の場合は産前14週産後8週		13	母子健康手帳の写し:期間内 入所可
3 疾病等	(1) 疾病	入院	ア 入院1ヶ月以上	13	申立書および診断書:期間内 入所可
		居宅内	イ 常時病臥の場合	13	
			ウ 精神性・感染症等で医師から安静を要する診断を受けている 上記に掲げるもののほか、疾病により明らかに保育に欠けると認められる場合	10	
			エ	5	
	(2) 障がい	ア 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持	13	各手帳	
イ 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、療育手帳B所持	10				
ウ 身体障害者手帳4級以下	5				
4 病人の看護・介護	(1) 入院付添(介護施設除く)	ア 概ね1ヶ月以上、親族(2親等以内)の入院付添する場合	8	申立書および診断書:期間内 入所可	
		イ 入院付き添いにあたる時間が160時間以上	6		
	(2) 介護・看護(介護施設を除く)	ア 長期居宅療養中の親族(2親等以内)を介護・看護する場合	9		
		イ 介護・看護にあたる時間が160時間以上	7		
ウ 介護・看護にあたる時間が120時間以上160時間未満	7				
エ 介護・看護にあたる時間が64時間以上120時間未満	5				
5 災害復旧		災害によって自身の家屋が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合		最優先	罹災証明書
6 求職活動中		求職活動を継続的に行っている、又は行う予定の場合		1	求職活動申立書
7 在学		※居宅外労働を準用		※	在学証明書
8 職業訓練		※居宅外労働を準用		※	在学証明書等
9 虐待・DV		児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合		最優先	配偶者暴力相談センターからの 証明等
10 ひとり親		ひとり親家庭であり、就労等により家庭保育ができない場合(就労内定含む)		最優先	離婚:住民票別居 行方不明:警察より証明
11 里親		保育所利用開始予定日に里親制度を利用している児童の里親である場合		最優先	
12 その他		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合		最優先	

2. 調整指数表

細目	詳細	指数	添付書類
調整点	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると判断される場合	+1	
	既に兄弟が市内の認可保育施設に在園しており、兄弟姉妹が同時に在園することとなる場合	+6	
	保育士又は看護師として、市内の認可保育施設で現に就労している、もしくは就労予定の場合	+10	就労証明書又は就労内定証明書
	入院付添で対象者が妻子(小学生以下)の場合	+5	
	介護で対象者が要介護以上の場合	+3	介護保険証
	内定を辞退した場合	-3	
	育児休業の取得を(予定)しており、延長することが可能なため利用調整において減点となってもよいことを申立てしている場合	-10	育児休業についての申立書

3. 優先基準表

優先順位	項目	添付書類
1	第1次申込み期間内に申込をしている方を優先	
2	市内認可保育施設の利用申込を行っているものの、入所保留で待機している期間が長い方を優先	
3	入所希望日が早い方を優先	
4	父母が既に就労中の方(就労内定以外)を優先	
5	対象児童に障がいがある場合を優先	各手帳、特別児童扶養手当証書等
6	単身赴任等で父母のいずれかが別居している場合を優先	
7	太宰府市民を優先(ただし、転入予定者でも住所が決定している場合は太宰府市民とみなす)	住所が決定していることを証明するもの(転入者のみ)
8	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先	

※1. 基本指数表にて保育が必要な理由が複数ある場合、10点を上限に足し合わせることができる。ただし、求職を除く。

〇保育料について

◆保育料の決定方法

次の①②によって決定します。

①世帯(※)の市町村民税額の合計

※父および母をいいます。ただし、父・母の市町村民税額が「0円」の場合は、同居の扶養義務者(祖父母)の税額を対象に含めることがあります。

②入所する児童のクラス年齢(令和8年4月1日現在の年齢)

3歳児以上クラスの児童は無償化の対象となります。

いつの保育料?	何に基づいて決まる?
令和8年4月分～令和8年8月分	令和7年度市町村民税額 (令和6年中の所得)
令和8年9月分～令和9年3月分	令和8年度市町村民税額 (令和7年中の所得)

◎毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎

4～8月

9月

9～3月

前年度の市町村民税額に基づく保育料

当年度の市町村民税額に基づく保育料

※保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

◆保育料の決定時期

保育料決定通知は4月及び9月に園を通して配付します。

(年度途中入所の場合は、入所後に当初の保育料を通知します。)

◆保育料の変更

世帯状況や認定の変更により、**世帯区分(ひとり親世帯等)**や**保育必要量区分(標準時間⇄短時間)**に変更が生じた場合、また修正申告等に伴い市町村民税に変更があった場合は、保育料も変更となる場合があります。

保育料変更の理由となる変更が、月初日に生じた場合は当月以降の保育料に、月途中で生じた場合は翌月以降の保育料に反映されます。変更があった場合は、速やかに保育児童課に届け出てください。

◆月の途中で入所・退所した場合

入所・退所した月の在園日数により保育料が日割り計算となります。入所時は入所承諾通知書にて、退所時は実施解除通知書にて日割り計算後の保育料をお知らせします。

※休所(園)の場合は日割り計算にはなりません。



◆保育料の納付方法

(1) 保育所の場合(太宰府市への支払い)

①「口座振替」による銀行口座からの引き落とし

取扱金融機関

福岡銀行・筑邦銀行・佐賀銀行・西日本シティ銀行・福岡中央銀行・JA 筑紫(筑紫農協)

口座振替申請方法

- ・Web 口座振替受付サービス(こうふりネット)にて申請【福岡銀行・筑邦銀行・佐賀銀行・西日本シティ銀行のみ】
本市ホームページの「Web 口座振替受付サービス(こうふりネット)」のページにリンクを掲載しています。
- ・口座振替依頼書を金融機関に提出
依頼書は保育児童課にあります。

※手続きが完了するまでに2週間から1か月程度かかりますので、それまでは納付書での支払いをお願いします。

②「納付書」による金融機関等での支払い

毎月中旬に当月分の納付書を発送します。

**原則「口座振替」での支払いを
お願いします**

納付書に記載している金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ等で納付してください。

(2) 小規模保育所及び認定こども園の場合(施設への支払い)

施設の定める方法に従ってください。

◆納期限及び口座振替日

毎月26日(26日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)

※再振替は行いません。万が一振替不能となった場合は、納付書(督促状)で納付いただきます。

◆延長保育

延長保育を利用した場合は、保育料と別に延長保育料が必要です。保育施設への直接支払いとなります。

対象者	標準時間認定		短時間認定	
	時間帯	対象年齢	時間帯	対象年齢
時間帯	18時～19時	満1歳以上	7時～9時 17時～18時	満1歳以上
対象年齢	満1歳以上	全年齢	18時～19時	全年齢
利用料	500円/日	500円/日	100円/時間	500円/日
月極利用	あり(3,000円/月)	なし	なし	なし

※園により短時間保育の開始・終了時間が異なる場合があります。

◆保育料を滞納すると

保育所で保育に必要な経費のうち、一部は保育料で賄われており、保育料を滞納されると、他の納税者の負担を大きくすることになります。保育料は、お子さんが日々の健やかな保育所生活を送るために、なくてはならない経費の一部として使われています。保育料は期限までに確実に納付していただきますよう、お願いいたします。

※滞納がある場合は、児童手当から保育料を差し引いたり、地方税の滞納処分の例により財産差押え等を行い保育料に充てたりすることがあります。

○こんなときはどうするの？

●ならし保育について

Q. ならし保育というのがあると聞いたのですが、ならし保育って何ですか？

A. 入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1～2週間程度から、長い方で1ヶ月程度かかることがあります。（個人差がありますので期間が延びることもあります。）

※ならし保育期間中も保育料はかかります。

※職場に復帰する方や、就業日が確定している方については、復帰（就業）予定日前最大1ヶ月の範囲内でならし保育期間として入所申請が可能です。

（例）7月10日から職場復帰の方は、6月10日から保育希望期間として申請可能

※ただし、4月1日から職場復帰・就業予定で3月から「ならし保育」を希望される場合、入所定員の関係で、例年3月からの入所が困難となっていますので、4月上旬がならし保育期間となります。

●転入予定の手続きについて

Q. 太宰府市に転入する予定ですが、遠方のため窓口に行けません。郵送での手続きはできますか？

A. 遠方の他市町村からの転入であれば郵送での申請が可能です。ただし、市への申請書到着日（書類が全て揃った日）が申請日となりますのでご注意ください。必要書類等のご案内をしますので、事前に担当課までご相談ください。

●認定要件が複数該当する場合

Q. 仕事をしながら学校にも行っていますが、就労証明書と就学証明書どちらを準備したらいいですか？

A. どちらもご準備をお願いします。必要に応じて就労と就学の時間を合算し、保育の必要量の認定をしております。また、仕事を掛け持ちしている場合や、仕事をしながら看護・介護をしている等でも同様です。

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

Q. 求職活動中で入所した場合や、入所後、途中で退職して求職活動をしている場合で、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 求職活動中で入所した場合は「入所日から起算して90日後の属する月の末日」までに、入所後に退職した場合は「退職日から起算して90日後の日の属する月の末日」までに就労が決まらなければ原則退所となります。

●認定変更について

Q. 現在、求職活動中で、短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 就労証明書を市へ提出してください。なお、認定の変更は、申請日の翌日または就労日からの適用となりますのでご注意ください。

例）5月1日からの就職が決定した場合（短時間認定から標準時間認定へ）

パターン1：4月中に就労証明書を提出した場合、5月1日から標準時間認定を受けることができます。

パターン2：5月になって就労証明書を提出した場合、提出日の翌日から標準時間認定を受けることができます。

※ただし、月64時間以上の就労で、①月120時間以上、②一日6時間以上、①②のいずれにも満たない場合は、基本的に短時間認定となります。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1ヶ月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

●休園について

Q. 入所後に長期間の休園はできますか？

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合であれば休園を認めています。休園中も保育料は全額お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。

●転園について

Q. 市内の別の認可保育園に転園したいのですが？

A. 年度途中の転園はできません。継続申込書記載時に翌年度の転園希望を出して、審査後可能となった場合に転園が可能です。なお、転園決定後の転園取消はできません。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか？

A. 退所する際は、退所日の10日前までに「退所届」の提出をお願いします。

●入所保留通知について

Q. 利用調整により入所保留となりました。育児休業延長のため入所保留通知が必要ですが、どうしたらいいですか？

A. 入所保留通知は一次利用調整の結果、待機となった場合は市から通知します。一次利用調整以降に入所保留通知が必要な場合は保育児童課にご連絡ください。

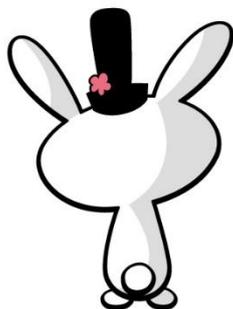
なお、入所内定後に入所を辞退された場合は、入所保留通知にその旨記載をしますのであらかじめご了承ください。



○入所後こんなときは必ず連絡を！

①	修正申告などをして市町村民税額が変更になったとき	速やかに保育児童課までお知らせください。 申出があった翌月から保育料が変更となる場合があります。
②	同居している家族が障害者手帳を交付されたとき	障害者手帳の写しを提出した翌月から世帯状況を反映した保育料で取り扱います。事前に障害者手帳を申請したことの申出があった場合には障害者手帳の写しの提出を確認後、申出があった日の翌月（障害者手帳の交付日前の申し出だった場合、手帳の交付日の翌月）から世帯状況を反映した保育料で取り扱います。
③	保護者が仕事を辞めたとき	退所となります。 ただし、前職を辞めてから <u>3ヶ月以内</u> に次の職に就業できる場合は継続入所を認めています。 この場合、速やかに「 <u>求職活動申立書</u> 」を提出し、 <u>退職日から起算して90日後の日の属する月の末日までに「就労証明書」を必ず提出してください</u> 。なお、求職活動での認定の間は短時間認定となります。 ※退職後、すぐに新しい職に就いた場合は「就労証明書」のみの提出でかまいません。
④	「保護者等の病気」を理由に入所し、病気が治癒したとき	退所となります。 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「 <u>診断書</u> 」の治癒期間を経過した時は、退所となります。 ただし、期間が延長になる場合、延長前に再度「 <u>診断書</u> （延長期間が記載されたもの）」を提出された場合は、継続入所が可能となります。
⑤	「親族（2親等以内）の入院付添／介護・看護」を理由に入所し、対象者が退院したとき	退所となります。 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「 <u>診断書</u> 」の入院（介護・看護）期間を経過した時は、退所となります。 ただし、期間が延長になる場合、延長前に再度「 <u>診断書</u> （延長期間が記載されたもの）」を提出された場合は、継続入所が可能となります。
⑥	市外へ転出するとき	退所となります。 退所日の10日前までに「 <u>退所届</u> 」を提出してください。 ただし、 <u>転出日から1ヶ月以内</u> まで通所可能です。また、「 <u>運動会</u> 」等のイベントを控えており準備を始めている場合は、その日まで可能です。
⑦	家庭で保育できる状況となったとき	退所となります。
⑧	育児休業を取得する場合（入所後に第2子等を出産した場合）	育児休業の対象児童（在園児の弟妹）の出生から育児休業中は継続入所可能です。 育児休業（予定）証明書をご提出ください。 ※育児休業中の新規入所はできません。

⑨	休所をするとき	保育所を休所するときは、保護者様から保育所に伝えてください。 休みの期間が30日以上となる場合、保育所から市へ保育所休所（園）届出書を提出していただくことになっています。 ※休所期間中も保育料はかかります。
---	---------	--



(問い合わせ先)
太宰府市 健康福祉部 保育児童課 保育所係
〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
TEL 092-921-2121 (内線319・317)
FAX 092-925-0294
Eメールアドレス hoiku-jido@city.dazaifu.lg.jp

(R7.7.18 改訂)